

平成 2 4 年度

河川構造物点検調査業務委託

2 4 - K O 3 0 - Y 1

特 記 仕 様 書

総合流域防災事業（応急対策）

山本地域振興局建設部

平成 2 5 年 3 月

1. 設計業務共通仕様書の適用

本業務の施行にあたっては、秋田県建設部制定「共通仕様書・設計業務等編」に基づき実施しなければならない。

2. 設計業務共通仕様書に対する特記事項

「共通仕様書・設計業務等編」に対する特記事項は次のとおりとする。

第1章 総 則

第1条 業務目的

本業務は、県管理河川（一級、二級）の河川構造物（水門・樋門・樋管）の既往資料整理及び現地点検診断を実施し、対象箇所を把握することを目的とする。

また、県管理河川の河川護岸・堤体等の健全度を外観から判定することを目的とする。

第2条 打合せ等

打ち合わせは業務着手時、中間打合せ、業務完了時の合計3回とする。

第3条 資料の貸与

貸与する図書及びその他の関係資料は、下記のとおりとする。

1. 河川施設点検結果 （H21. H24）
2. 河川現況台帳
3. 河川カルテ（山本、秋田、由利） H24 河川健全度調査

第4条 業務計画書

仕様書に定める業務計画書は、第1回打合せ後、速やかに提出するものとする。

第5条 電子納品対象業務

本業務は、電子納品の対象業務とする。

電子納品とは、調査、設計、工事などの業務段階の最終成果の電子データで納品することをいう。

ここでいう電子データとは、国土交通省「土木設計業務等の電子納品要領（案）」（以下「要領（案）」とする）に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを示す。

なお、書面における署名または押印の取り扱いについては、別途調査員と協議するものとする。

第2章 業務内容（構造物点検）

第1条 点検準備

業務の実施にあたっては、河川カルテ等に記録された既往の目視点検及び定点観測結果を踏まえて、詳細点検前までに生じた変状履歴を整理する。作成にあたっては、河川カルテ、構造物台帳、漏水等被災調査報告書、治水地形分類図、航空写真、対応記録、堤防概略点検結果及び詳細点検結果、地盤沈下資料、水防計画書、構造物調査報告書、ボーリング柱状図等を収集整理しておく。

第2条 構造物現地点検

1. 現地点検実施前に、下記事項を記載した点検実施計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。

- ①点検実施箇所
- ②実施方針・ポイント・点検方法点検日
- ③実施体制
- ④点検実施計画（工程表）
- ⑤安全管理
- ⑥連絡体制（緊急時を含む）

2. 現地点検は、実施要領等に基づき、樋門等河川管理施設毎に設定された項目について行うものとする。

3. 点検は、目視点検を原則とし、必要に応じて小型カメラ等を用いて点検を行うものとする。なお、点検を行う際に、障害物等により目視点検が困難な場合で、必要に応じて機械・器具を用いる場合は、それらの機器及び使用範囲等について調査職員と協議するものとする。

4. 小口径樋管とは、高さ1.0m未満若しくは管径が1.0m未満のものをいう。高さが1.0m以上であっても目視点検が困難な場合は、調査職員と協議するものとする。

5. 現地点検によって損傷が確認された場合には、全ての損傷について損傷規模及び位置を定量的に把握するとともに状況を記録し、損傷状況が確認できる写真を撮影するものとする。

6. 確認された損傷について、現地の状況を勘案して損傷原因を推定するものとするが、推定に際しては調査職員と打合せするものとする。

7. 損傷箇所の写真を撮影するにあたっては、損傷の経年変化が分かるように、常に同一方向から写真を撮影できる箇所を選定し撮影する。
8. 損傷が大きく、緊急対応が必要と判断された場合は、直ちに調査職員に報告するとともに、書面でその内容を調査職員に報告するものとする。
9. 洪水・地震発生した場合の点検については、調査職員の指示によるものとする。

第3条 詳細点検

1. 現地点検において、詳細調査が必要とされる場合は、調査職員と協議するものとする。

第4条 点検結果の整理

1. [第2条 現地点検] で得られた結果について、実施要領等に基づき、点検記録として整理し、次に示す様式を作成するものとする。

- ・様式2-1 一次調査総括表
- ・様式2-2 施設別一次調査総括表
- ・様式2-3 樋門の変状点検表
- ・様式2-4 コンクリート劣化（函体内）点検表
- ・様式2-5 コンクリート劣化（門柱）点検表
- ・様式2-6 コンクリート劣化（翼壁）点検表
- ・様式2-7 損傷写真
- ・様式2-8 損傷数量集計表

なお、現地調査の点検結果については、平成25年6月19日までに監督職員報告するものとする。

第3章 業務内容（カルテ作成）

第1条 現地調査

業務の実施にあたっては現況の河川施設を外観から調査し、フェーシングの変状、法面の亀裂、はらみ出し、湧水等を確認し、堤防等の経年劣化及び堤防の経年劣化及び変状の有無を把握する。

また、堀込み部護岸についても、背後の地質状況を確認し、砂地等の程度により協議すること。

なお、現地調査の結果については、平成25年6月19日までに監督職員に報告するものとする。

第2条 調査カルテの作成

一連の河川の構造物毎に調査カルテを作成し、現況を記録するとともに次回調査時の基礎資料とする。

カルテ作成については、「河川カルテ作成要領」に則り作成するものとする。

また、調査により変状箇所が確認され、早急な対策を要する場合は監督職員と協議するものとする。

第4章 成果品

第1条 成果の納品

成果品は、「測量成果電子納品要領（案）」に基づいて作成した電子データを電子媒体（CD-R（書き込みが一度しかできないもの））で正副2部提出する。

「要領（案）」で特に記載が無い項目については、原則として成果を電子化して提出する義務はないが、調査職員と協議のうえ、電子化の是非を決定する。

電子納品の他、紙ベースの報告書を2部提出するものとする。

第5章 その他

第1条 業務担当者

業務担当者は業務内容に良く精通したものとし、直接この業務を行う者とする
こと。

平成 2 4 年度

24-K030-Y1
総合流域防災事業（応急対策）
河川構造物点検調査業務委託

条 件 明 示 書

山本地域振興局 建設部

平成 2 5 年 3 月

[調査箇所等]

- 1 調査箇所については事前協議のうえ、実施位置の指示を受けた後に着手してください。

[用地関係]

- 1 調査については、基本河川区域であるが、民地等を通る時は、どういう趣旨の調査か説明の上、対応すること。

[調査関係]

- 1 調査カルテについて、
 - ・カルテの作成は、藤琴川、三種川の2河川について実施します。
 - ・様式については、ひな形を提供するものとします。
 - ・箇所数については当初50箇所程度としていますが、これによらない場合は、別途協議します。

[条件事項]

- 1 本業務の点検準備、構造物点検、河川構造物診断については別添内訳表により積算しています。
- 2 打合せについては、当初・中間・最終とし、主任技師1人、技師(A)1.5人、技師(B)1.5人として見積もってください。

[工程関係]

- 1 本業務は、公共事業の事務手続き上、契約工期を平成25年3月31日としているが、繰越手続き完了後は、予定工期を平成25年10月31日に変更することとします。
- 2 河川構造物点検及びカルテ作成現地調査については、平成25年6月19日までに点検調査結果を報告してください。

[その他]

- 1 その他問題等が生じた場合は、調査職員と協議のうえ変更により対応します。
- 2 受注後、各振興局の請負者と協議し、事業自体の考え方を統一します。
- 3 本業務の基地は、秋田地域振興局としています。
- 4 現地調査に係る往復費用に関しては、17日間のべ2,312kmとして見積もってください。

代 価 表

計画準備

100箇所

当り

項 目	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
主任技師		5.0	人			
技師A		5.0	人			
技師B		10.0	人			
技師C		20.0	人			
計						
単位当り						

代 価 表

既往資料とりまとめ

100箇所

当り

項 目	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
技師A		5.0	人			
技師B		10.0	人			
技師C		20.0	人			
技術員		20.0	人			
計						
単位当り						

代 価 表

現地調査

構造物点検

1箇所

当り

項 目	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
技師A		0.1	人			
技師B		0.2	人			
技師C		0.2	人			
計						
単位当り						

代 価 表

外観観察	樋門	格	数	量	単位	単 価	金 額	摘 要
主任技師			0.250		人			
技師A			0.5		人			
技師B			0.5		人			
技師C			0.5		人			
計								
単位当り								

代 価 表

函内観察(大口徑)

1箇所

当り

項 目	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
主任技師		0.1	人			
技師A		0.5	人			
技師B		0.5	人			
技師C		0.5	人			
技術員		0.5	人			
計						
単位当り						

代 価 表

函内観察(小口径)

1箇所

当り

項 目	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
主任技師		0.5	人			
技師A		0.5	人			
技師B		0.5	人			
技師C		0.5	人			
計						
単位当り						

代 価 表

記録表

1箇所

当り

項 目	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
技師A		0.1	人			
技師B		0.250	人			
技師C		0.5	人			
技術員		0.5	人			
計						
単位当り						

代 価 表

函内観察(直接経費及び機械経費)

1箇所 当り

項 目	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
損料	管内カメラ	0.5	日			
発動発電機	1.5kw	1.0	日			
雑材料		1.0	式			
計						
単位当り						

代 価 表

所見表

1箇所

当り

項 目	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
主任技師		0.1	人			
技師A		0.3	人			
技師B		0.3	人			
計						
単位当り						

代 価 表

当該構造物周辺堤防診断

1箇所

当り

項 目	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
主任技師		0.1	人			
技師A		0.3	人			
技師B		0.3	人			
計						
単位当り						

代 価 表

現地調査	カルテ			1 km	当り	
	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
技師A		0.050	人			
技師B		0.125	人			
技師C		0.5	人			
技術員		0.5	人			
計						
単位当り						

代 価 表

カルテ作成

1箇所 当り

項 目	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
技師B		0.050	人			
技師C		0.050	人			
技術員		0.1	人			
計						
単位当り						

代 価 表

河川現況図

1 km 当り

項 目	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
技師C		0.1	人			
技術員		0.1	人			
計						
単位当り						